

【別記1】定款の変更

一般社団法人 東京農工大学同窓会 定款の第 49 条第1項に第三号を追加する。

(特定目的事業財産)

第49条 特定目的事業財産は、当法人の目的に適合する事業で、運用財産の対象外の特定目的事業の遂行に要する費用を支弁するための財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 本定款作成時に特定目的事業財産の部に記載された財産
- 二 運用財産の余剰金で、特定目的事業財産に繰り入れることを理事会で議決された財産
- 三 使途指定の寄附金で、特定目的事業財産として繰り入れることを理事会で議決された財産

.....

附則

(定款の変更)

5. (令和 3 年 6 月 19 日 一部変更 第 49 条第1項に第三号を追加)